

令和 6 年度第 2 回

東京都後発医薬品安心使用促進協議会

議 事 録

令和 7 年 2 月 1 8 日

東京都保健医療局

(午後 5時00分 開会)

○竹中課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第2回東京都後発医薬品安心使用促進協議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本協議会の事務局を務めます、保健医療局保健政策部保険財政担当課長の竹中でございます。

なお、今回はウェブ会議形式ですので、ご発言いただく際のお願いがございます。

まず、委員の皆様、画面をオンにしていだけますでしょうか。

それから、ご発言のとき以外は、常にマイクはミュートにしていだけますでしょうか。ご発言のときにマイクをオンにしていだけますよう、お願いいたします。

また、ご発言の際は、挙手などの合図でお知らせにいだけますでしょうか。座長から指名を受けましたらミュートを解除し、ご発言をお願いいたします。その際は、初めにお名前を名乗るとともに、可能な限り大きな声でご発言にいだけますよう、よろしくお願いいたします。

また、音声トラブル等がございましたら、チャット機能で事務局までお知らせください。

次に、資料の確認となります。配付資料につきましては、次第に記載のとおりです。ウェブでご参加いただいている委員の皆様には、事前にメールでお送りさせていただいております。

続きまして、会議の公開についてです。本協議会は公開となっております。本日は傍聴の方もいらっしゃいます。また、本日の会議資料及び議事録につきましては、ホームページで公開させていただきます。

続きまして、本日の出席状況でございます。事前に欠席のご連絡いただいておりますのが柴田委員。

また、ウェブ会議形式としておりますが、池田座長と吉井委員には会場でご参加いただいております。

それでは、これ以降の進行は、池田座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○池田委員 こんにちは。池田でございます。

本日はご多用の中、お集まりいただきましてありがとうございます。ウェブ会議形式となっておりますけれども、ぜひ活発なご議論をいただきたく、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

(1) 報告事項のうち、「後発医薬品の使用割合の状況」につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

○竹中課長 それでは、後発医薬品の使用割合の状況について、資料1-1を御覧いただけますでしょうか。こちらの資料ですけれども、前回11月の協議会から更新・修正し

た箇所が2点ございますので、ご説明いたします。

まず、1ページの東京都の後発医薬品の数量シェア、金額シェア、バイオ後続品の数量シェアにつきましては、11月時点からの更新はございません。

更新の1つ目は、3ページになります。

こちらが全国の後発医薬品の数量シェアでして、国では全国、つまりマクロの使用割合については、薬価調査ベースで実績を把握しております。直近では、令和6年9月時点の速報値が出ております。これによりますと、前年同時期と比較して約5ポイント上昇しているとのことです。

ただ、この上昇の要因につきまして厚労省に聞いてみたのですけれども、「現時点では分析できていない」とのことでした。ただ、担当者の方からは「この数字が薬価調査ベースのものであり、10月から選定療養が導入されることになっていたこともあり、9月の販売数量に影響を与えた可能性がある」とも話していました。

続きまして、更新の2つ目は9ページになります。

こちらは後発医薬品の金額シェアですけれども、前回11月の資料では、令和2年度と3年度の折れ線グラフを出しておりました。ただ、こちらの数字ですけれども、令和2年度分と3年度分について、バイオ後続品が含まれていないという連絡が国からございました。令和4年度は含まれておりますので、結果、こういった山型になっております。金額シェアの実績管理については、バイオ後続品を含む数字で管理していきますので、今回、令和2年度、3年度の数字を省いた形で、以降こういった形で管理させていただきたいと考えておりますので、こちらが修正版ということになります。

続きまして、資料1-2を御覧いただけますでしょうか。

前回の協議会では、昨年10月から導入されました長期収載品の選定療養の仕組みについての話もございました。本日は、今後の選定療養導入の影響の把握や、被保険者の方への周知の方向性についてご説明いたします。

上段ですけれども、こちらは改めて、長期収載品の選定療養導入の内容を大まかにまとめたものになります。

選定療養の仕組みは、医療上の必要や流通等の問題がある場合を除いて、患者さんが後発医薬品ではなく先発品、長期収載品を使いたいと希望した場合には、両者の差額の4分の1を患者さん自身が負担するという仕組みでございます。

選定療養導入後の患者負担総額の算出イメージですけれども、長期収載品500円、後発医薬品250円、窓口負担3割とした場合には、導入前後で患者負担総額が50円増えているということになります。

前回の協議会では、委員の皆様から、選定療養の導入につきまして2つの課題に関するご発言を頂いております。1つは、使用割合の影響の把握。もう1つは、都民の方へ制度の周知でございます。

これらの課題に対する取組の方向性ですけれども、下段にありますとおり、まず1つ

目の選定療養の導入による後発医薬品の使用割合の影響につきましては、月別の使用割合の把握が可能な、厚労省が公表するデータである「最近の調剤医療費の動向」により月別推移を把握しまして、本協議会において情報提供を行ってまいります。

なお、現時点では、令和6年9月時点の実績値が最新となっておりますので、次回の協議会から月別の使用割合の推移を共有させていただきます。

続きまして2点目ですけれども、都民の方への周知については、第四期の医療費適正化計画における後発医薬品等の使用促進の取組の方向性に沿いまして、今申し上げました使用割合の状況等の情報共有も含めて、保険者協議会との連携等によりまして、保険者から被保険者への周知方法を検討し、取り組んでいきたいと考えております。

資料の説明は以上になります。

○池田座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からのご報告について、ご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

それでは、宮川委員からお願いいたします。

○宮川委員 東京都薬剤師会、宮川でございます。

先ほどの資料にもございましたが、選定療養の使用割合への影響ということで、月別の使用割合のデータを出してくださるということでしたが、そこで把握できるのは、単純に使用の割合でしょうか。もうちょっと詳細に、例えば年代別とか、そういったところまで、データとしては把握することができるのでしょうか。

○竹中課長 使用予定のデータからですと、使用割合までということになります。

○宮川委員 分かりました。現場で行っていると思うのが、もともとが公費で賄われていた年代が非常に大きく選定療養の効果が出ているなということは感じたところですので、そこが分かるというかなと思ったのですが、そのデータでは分からないということですね。承知しました。

○池田座長 よろしいでしょうか。

いわゆる厚生労働省の「最近の調剤医療費の動向」という資料では、詳細までは把握できずと。少し詳細なものは、出てくるのに時間がかかるということでもありますね。

ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

では、一旦はよろしいでしょうか。

それでは次に、報告事項（１）のうち、「後発医薬品の使用促進に向けた令和6年度取組」につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

○竹中課長 それでは、後発医薬品使用促進に向けた今年度の取組状況について、ご報告いたします。資料2を御覧いただけますでしょうか。

まず、1ページの「普及啓発リーフレットのホームページへの掲載」「子育てひろば職員研修での周知」「地域別ジェネリックカルテの作成及び改修」については、前回、第1回の協議会でご説明したものと内容の更新は特にございません。

2 ページを御覧いただけますでしょうか。

医療関係者向け講演会についてですけれども、現在、動画配信形式により開催中でございます。今回の講演内容と申込状況をご報告いたします。

今回は、講習会の動画を1月24日から2月28日までの約1か月間配信しています。講演内容は、厚労省の専門官に、医薬品の安定供給の確保に向けた取組や、昨年9月に国が改訂したロードマップについて、ご講演いただいているものでございます。

申込者数ですけれども、昨年度と比較しまして約3割増えておりまして、364名となっております。特に職種別では、医師の方の申込みが大きく増えている状況でございます。

動画の視聴状況については、配信期間終了後に集計しまして、次回の協議会でご報告させていただきます。

令和6年度の取組の報告は以上になります。

○池田座長 ありがとうございます。

ただいま、東京都における令和6年度の取組についてご報告いただいたところでございます。ご報告いただいた内容について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

吉井委員、お願いいたします。

○吉井委員 資料1－2の長期収載品の選定療養導入とその安心使用促進という観点で、1つモチベーションという意味で、都民としては安心使用もそうだけれども、お金の負担が少し増すから、長期収載品は選定しないという、そういうことなのですか。

これは逆に言うと、医療機関は、薬価が高いから先発をとというモチベーションは、それはないのですかね。そこら辺がちょっとよく分からないものですから、率直にお聞きさせていただきました。それが、安心使用促進と何か関わりは出てくるのかなと。ちょっと教えていただければと思います。

○池田座長 事務局いかがでしょうか。

○竹中課長 今回、長期収載品の選定療養が導入されたことによって、患者さんのほうで負担がかかるといったときに、その部分を考えた上でも、ふだん飲み慣れた薬よりも後発品を選んだほうが、経済的にはいいのではないのか、ここはそれぞれ個人の方の考えで判断が分かれるところだとは思いますが。

ただ、どういった判断をされるにしても、後発医薬品の使用促進という観点では、まず承認された薬という前提で、安心使用してくださいというところを普及するという取組を進めていく必要があるとは考えております。

○池田座長 ありがとうございます。

そうしましたら、急なご指名で恐縮ですが、同じく都民代表でいらっしゃる松田委員から、何か本件、ご意見等ございますでしょうか。

○松田委員 いつもありがとうございます。

私たちも、地域の親子の居場所ですね、全国の8,000か所のうち、実は1,00

0 か所が東京にあるのです。最近は熱心に皆さん妊娠中から親子の居場所をちょっと下見に来るみたいな感じで、全国的にもなっている状況なのですけれども、お薬のことやお医者さんにかかるみたいなのところについては、生まれてからおたおたするみたいなのところがあって、こういったところでちゃんと議論されていることを周知していただくのはすごく大事ななと思います。子どもが生まれるというきっかけで学べることがあるなということをいつも思っていて、今回も、来週、そういう拠点を運営している職員研修がありまして、そちらで東京都の皆さんからお話をいただく機会をいただいています。直接届くことももちろんあるのですが、職員、スタッフから周知することをお願いしているところで、効果が出ていくといいなと思っています。

何となく周知の効果がどのくらいあるのかなというのは見えにくいのですけれども、引き続きそういったことできっかけをつくっていききたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○池田座長　ありがとうございました。

選定療養につきましては、なかなか名前もなじみがなかったり、医療機関に通って初めてそういったことを知るとか、薬局で様々薬をもらうときに、詳しい説明を聞いて、その場でいろいろ理解をされてという方もいらっしゃるかと思いますが、できる限り幅広く周知をしていくということは重要な課題かと、私も考えているところでございます。

今回、都民や医師、薬剤師に与える影響も大きいということで、保険者協議会と連携しながら、この選定療養につきまして、被保険者への周知の取組を行う方向だというご報告もございました。

また、医療関係者向け講演会、まさに今現在行われているところでございますが、これまでと比べて申込者が増えているということでございますので、各方面、後発医薬品を取り巻く状況への興味が高まっているのだらうと思います。

さて、それでは、この周知に関しましては、保険者の皆様のご努力も非常に大きいところだと思いますけれども、保険者団体でご参加の委員の皆様から、何か本件、特に実施している取組などについての、もしご発言等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

特にこの時点でご意見がなければ、また後ほど何かございましたら、ご発言いただければと思います。

その他の委員の皆様につきましても、何かご意見、ご発言等あればと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。では、後ほど何かございましたらお願いいたします。

後発医薬品、単に差額がかかるからいやいや選ぶではなくて、安心安全に使っていくということが非常に重要かと思っています。安心な使用促進を図っていくための都民あるいは医師、薬剤師の方々への周知・理解促進、大変重要でございます。もちろん後発医薬

品の品質の確保、安定供給といったところも大変重要かと思います。引き続き、関係者の皆様が協力されましてお取り組みいただけますよう、よろしくお願いいたします。

それでは次に、（２）「東京都後発医薬品安心使用促進に向けた具体的方策（ロードマップ）の改定」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○竹中課長 それでは、本日の協議事項でございます、ロードマップの改定案についてご説明いたします。資料は３－１を御覧いただけますでしょうか。

まず、１ページ目ですけれども、こちらは前回の協議会でご説明しましたロードマップ改定の方向性でございます。改めてご説明いたします。

今回の改定は、国が昨年９月３０日に、現下の状況を踏まえて後発医薬品の使用に係るロードマップを、「安定供給の確保を基本として」とあるとおり、名称も含めた改訂を行ったことを受けまして、東京都においても後発医薬品の安心使用を促進していく取組を整理し、ロードマップを改定するものでございます。

東京都におけるロードマップ改定の考え方は、資料下段のとおり大きく３点になります。

まず１点目は、数値目標及び達成年度においては、政府目標や国の改訂版ロードマップの趣旨を踏まえて設定する。

続いて２点目ですけれども、新目標の達成に向けた取組について、基本的には現行のロードマップの取組を継続しつつ、現下の後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に係る課題に対応する上での都道府県の役割を踏まえたものとする。

次に３点目ですけれども、現行のロードマップは初めて策定したものでございますので、今回の改定を機に全体的に構成を見直すとともに、後発医薬品の使用促進に係るこれまでの経過や取組を前段に、ロードマップの本体を後段に記載する形としております。

前回の協議会で、これら３点の考え方を基に作成した改定案についていただいたご意見に加えまして、今年度、改定作業を進めている第四期東京都医療費適正化計画の改定案について、先般実施したパブリックコメントや区市町村、保険者協議会への意見照会等でいただいたご意見も含めまして、取りまとめたのが２ページ目でございます。

このように、いただいたご意見のロードマップ改定案への反映等の考え方を右側に示しております。

ご意見の内容ですけれども、まず１つ目は後発医薬品、２つ目はバイオ後続品の数値目標の設定に関することになります。これらの意見につきましては、数値目標・達成年度の設定について、政府目標や国の改定ロードマップの趣旨を踏まえたものとする考えのため、改定案は見直しておりません。

ご意見の３つ目から５つ目は、現況データの把握や分析、それらを踏まえた具体的取組の明示に関するものです。

６つ目は、後発医薬品の供給状況に関する情報提供に関するご意見。

これらのご意見につきましては、改定案に反映することといたしました。

修正後の改定案につきましては、資料３－２を御覧いただけますでしょうか。修正箇所は９ページ目以降になり、赤字下線部で表記してあります。

まず、９ページの上段「実績値の把握方法」ですけれども、後発医薬品及びバイオ後続品の供給状況や薬価改定等の影響を受けて、実績値が変動する可能性があり、データを注視していく必要があるとのご意見を踏まえまして、目標値や現況を把握するための国から提供されるデータ等を活用した分析方法について、本協議会において協議しながら情報共有を進めることを追記しております。

同じく９ページの下段の「東京都の取組の柱」には、目標達成のための具体的取組を明示していただきたいとのご意見を踏まえまして、都が目指すべき姿を達成するための取組の実施に当たり必要な内容については、関係者の役割を踏まえて本協議会において検討を行うことを追記しております。

続きまして１０ページですけれども、１０ページの「取組例」には、後発医薬品の供給状況について、保険者に情報提供いただきたいとのご意見を踏まえまして、「使用環境の整備」と「バイオ後続品の普及促進」、それぞれの保険者の取組への支援の取組例に、保険者協議会と連携した情報の共有という記載に、好事例や国等から得た情報という内容を追記しております。

ロードマップの改定案の修正についての説明は以上になります。

○池田座長　ありがとうございました。

第１回の本協議会で委員の皆様からいただきましたご意見、並びに医療費適正化計画検討委員会、あるいはパブリックコメント等で寄せられました意見を基に、今回ロードマップの改定案を、今ご説明いただいたというところでございます。

今回の改定案につきまして、ご質問やご意見等ございますでしょうか。特にご意見等ございませんでしょうか。

そうしましたら、前回いただきました当協議会におけるご意見につきましては、都の考え方で示されたとおりでございまして、実際のロードマップのほうでも漏れなく改定、追記されていると私としては考えているところでございます。委員の皆様からも、特段ご異議はないということでございますかね。よろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。つきましては、事務局はこちらで進めていただくということで、お願いいたします。

それでは次に、（２）の東京都後発医薬品安心使用促進に向けた具体的方策（ロードマップ）に基づく令和７年度の取組について、事務局から説明をお願いいたします。

○竹中課長　それでは、ロードマップに基づく令和７年度に実施予定の取組をご説明いたします。資料４を御覧いただけますでしょうか。

まず１ページ目ですけれども、先ほどご説明しました資料３－２の令和１１年度までのロードマップの令和７年度分を記載したものになります。表中のオレンジの網かけ白



抜きの字で記載している取組は、来年度事業として実施予定のものでございます。

このうち新規のものは、子育て世代向けと全世代向けの2種類の啓発リーフレットの作成でございます。啓発リーフレットにつきましては、参考資料の5を御覧いただけますでしょうか。

令和2年度に後期高齢者向け、令和3年度には子育て世代向けの啓発リーフレットを作成しておりまして、配布させていただいているところですが、作成から5年ほど経過したということもありまして、来年度リニューアルしたいと考えております。

子育て世代向けについては、お子様の薬を変えることに不安を持つ保護者の方向けということで、別に分けて作成していきますが、後期高齢者向けについては、内容としては汎用性の高いものであったため、新たに全世代向けということで作成することを考えております。また、リーフレットには、今回ロードマップに新たに加えましたバイオ後続品に関する内容も盛り込んでいく予定でございます。

続きまして、2ページ目を御覧いただけますでしょうか。

こちらですけれども、令和7年度以降の後発医薬品の使用促進の取組や使用割合の実績データの分析や活用の進め方でございます。

先ほどロードマップの改定案で、目標値や現況を把握するための国から提供されるデータ等を活用した分析方法について、本協議会において協議しながら情報共有を進めることを追記しておりますが、ここでは具体的な進め方について方向性を記載させていただきました。

分析が必要な点として、本協議会等でいただいたご意見を3点記載しております。左側です。1つ目は取組の効果検証について、2つ目は金額ベースの実績把握について、3つ目は薬効分類別の分析についてでございます。

1つ目の取組の効果検証については、これまでの保険者の取組状況の把握だけではなく、保険者の取組と使用割合の変化を掛け合わせるなど、データの提供方法や分析方法の工夫を検討したいと考えております。

2つ目、3つ目につきましては、金額シェア、後発品への移行が進んでいない薬効分類のシェア、それぞれ上げるために必要なデータを提供・分析する必要があるとは考えておりますけれども、どのようなデータを、どのような視点から分析すると状況把握に役立つのかが全く手探りな状態でございます。そこで、本協議会において、必要なデータ、共有すべき数値・分析手法について議論を進めていただきたいと考えております。

来年度の議論の進め方としては、下段に記載のとおり、国から提供されるデータを活用しまして、事務局において薬効分類別や都道府県別等の使用割合を幾つかのパターンでグラフ化し、可視化したものを本協議会にお出ししまして、それを基に議論していただき、分析などにつなげていただいているところでございます。

令和7年度の取組について、説明は以上になります。

○池田座長 ありがとうございます。

ただいま改定版のロードマップに基づいて、令和7年度の取組につきましてご説明がございました。ご説明いただいた内容につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

特にご意見等ないということでございますか。そうしましたら、実際これから事務局のほうで様々なデータの分析、もちろん私のほうも、少しアドバイスさせていただきながらということになるかもしれませんが、様々な形でデータの分析をしていただけるということでございますので、これを基に今後また議論を進めていければと思っていますところでございます。

ロードマップは、後発医薬品安心使用促進に向けた具体的方策ということでございますので、都庁内での連携はもとより、国への働きかけ、保険者協議会や医療関係者等との連携により、進めていただければと思います。

特にご意見なければ、それでは次に進めさせていただきます。

それでは、（３）その他ということで、事務局からお願いいたします。

○竹中課長 それでは、今回が今年度最後の会議となりますので、保健政策部長の小竹より、委員の皆様へご挨拶をさせていただきます。

○小竹部長 東京都保健医療局保健政策部長の小竹でございます。

委員の皆様におかれましては、本年度2回の本協議会におきまして、様々なお立場、ご経験から大変貴重なご意見を頂き、誠にありがとうございました。

本協議会は、都民の方が安心して後発医薬品を使用できる環境を整備するため、関係者の皆様と連携して取組を進めていくために設置しているものでございます。

今年度は、後発医薬品安心使用促進に向けたロードマップの改定に当たり、新たな目標値や取組を盛り込むことができました。現在の医薬品の供給不安の状況も踏まえつつ、保険者、医療関係者、区市町村の皆様と連携を図り、改定したロードマップに基づきまして、安心使用の促進に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

今年度の協議会は本日が最後となりますが、委員の皆様におかれましては、引き続きご助言、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○池田座長 ありがとうございました。

本日予定しておりました議事は以上となります。ほかに委員の皆様から、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

特になければ、事務局から何か連絡事項はございますでしょうか。

○竹中課長 事務局より連絡事項がございます。

今年度はロードマップ改定について様々なご議論をいただきまして、改めて感謝申し上げます。本協議会の委員の任期につきまして、本年3月末までとなっておりますが、来年度も協議会を開催する予定でございます。委嘱等につきましては、また後日、依頼

文を送らせていただきますので、お手数をおかけしますが、記載の期日までにご返送いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。委員の皆様、最後までご熱心なご議論を、どうもありがとうございました。

○池田座長 それでは、以上をもちまして、令和6年度第2回東京都後発医薬品安心使用促進協議会を終了させていただきます。皆様、ありがとうございました。

(午後 5時36分 閉会)